

## なはし外国人材受入環境整備支援助成金交付要綱

令和 8 年 4 月 17 日 経済観光部長決裁

### (通則)

第 1 条 この要綱は、なはし外国人材受入環境整備支援助成金（以下「助成金」という。）の交付について、那覇市補助金等交付規則（昭和 52 年那覇市規則第 34 号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付の目的)

第 2 条 この助成金は、市内事業者や支援機関が実施する外国人材と日本人従業員や市民との相互の異文化理解促進の取組や交流イベント等にかかる費用の一部を助成することで、外国人材と日本人との異文化相互理解を図り、外国人材の定着、ひいては域内企業、産業等の維持・成長発展に資することを目的とする。

### (助成対象者)

第 3 条 本助成の対象者は、次の各号をすべて満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 市内に事業所を有する中小企業者または個人事業主で本助成金申請時点において、外国人材を 1 名以上、かつ 1 か月以上雇用している者
- イ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 23 の規定に基づき、登録されている登録支援機関であり、アの事業者を支援しているもの
- ウ 外国人雇用等の支援を行っており、かつアの事業者を支援している団体

(2) 市町村税に滞納のない者であること。

(3) 那覇市暴力団排除条例第 2 条第 1 項に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、那覇市が警察署等に照会することについて承諾できる者であること。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律第 2 条各項に規定する営業を営む事業者ではないこと。

(5) 本事業期間内に、同一の事業計画で国（独立行政法人を含む）又は県から他の補助金、助成金の交付を受けていない、又は受けることが決まっているものでないこと。

### (助成対象事業)

第 4 条 本助成金の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 外国人材と日本人従業員等との親睦のための交流会・イベント
- (2) 外国人材と日本人従業員等とのコミュニケーションを促進する取組
- (3) 外国人材と日本人従業員等との相互の文化交流に関する取組
- (4) 外国人材と日本人従業員等との相互理解促進を図るための語学講座

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象事業としない。

- (1) 特定の個人又は団体の営利を主たる目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する事業

(助成率及び助成対象経費等)

第5条 助成金の額は、前条第1項に定める助成対象事業の実施に必要な経費の3分の2以内とし、別表に定める助成対象経費について、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、次の各号に定める額を上限とする。また、1事業者あたりの交付限度額は30万円とし、当該限度額の範囲内であれば複数回の申請も可とする。

- (1) 単一の事業者が単独で実施する場合：上限10万円
- (2) 複数の事業者が共同して実施する場合：上限20万円
- (3) 単独の事業者、または複数の事業者が共同して実施する事業であって、各社の従業員に加え、近隣の地域住民等も参加する場合：上限30万円

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(助成事業期間)

第6条 助成事業期間は、原則として、第8条の規定による交付の決定を行った日から助成事業が完了した日又は交付決定のあった日の属する年度の1月31日のいずれか早い日までとする。

(交付の申請)

第7条 助成金の交付の申請をしようとする者は、交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 実施計画書（参考様式1）
- (3) 経費算出内訳書（参考様式2）
- (4) 事業に必要な経費の見積書の写し
- (5) 外国人材に係る雇用契約書の写し
- (6) 納税証明書
- (7) 履歴事項証明書（法人のみ）
- (8) 市内に事業所を有することが分かる書類（本店が市内の法人を除く）
- (9) 外国人材に関する支援委託契約書などの市内事業者等を支援していることが分かる書類  
(登録支援機関や支援団体のみ)
- (10) 共同申請同意書兼誓約書（第3号様式）（複数の事業者が共同で実施する場合で、参画事業者のみ）
- (11) その他市長が必要と認める資料

2 助成金の交付を申請しようとする者は、第1項の規定による交付申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税

相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して提出しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### （交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で助成金交付決定を行い、交付決定通知書（第4号様式）を助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という）に通知する。

- 2 市長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、助成金等に係る消費税等仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 市長は、助成金を交付することが不適正と認めるときは、不交付決定通知書（第5号様式）により通知する。

#### （交付の条件）

第9条 助成金の交付決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 助成事業の内容、経費の配分を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
  - (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
  - (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 市長は、助成金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項に定める条件の他に必要な条件を付することができる。

#### （申請の取下げ）

第10条 助成事業者は、助成金の交付決定の通知を受けた場合において、当該申請を取り下げようとするときは、助成金の交付決定の通知を受けた日から起算して14日以内に、交付申請取下届出書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

#### （計画変更の承認）

第11条 助成事業者は、助成事業の内容を変更する場合は、あらかじめ計画変更承認申請書（第7号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、変更が適正であると認めるときは、交付決定変更通知書（第7号様式の2）により通知する。

3 市長は、第2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は、条件を付すことができる。

(事業の中止又は廃止)

第12条 助成事業者は、助成事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（第8号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、事業の中止（廃止）が適当と認めた場合は、事業（廃止）承認通知書（第8号様式の2）により通知する。

(事故報告)

第13条 助成事業者は、助成事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書（第9号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 助成事業者は、助成事業が完了したとき若しくは助成事業の廃止の承認を受けた日から起算して14日以内又は当該年度の2月14日のいずれか早い日までに実績報告書（第10号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 経費精算書
- (3) 助成対象経費の支払いにかかる領収書等の証拠書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める資料

2 助成事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第15条 市長は、前条第1項の報告を受けた場合には、これを審査した上で適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の支払)

第16条 助成金は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。

2 助成事業者は、助成金の支払いを受けようとするときは、請求書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第17条 助成事業者は、第15条の規定に基づく助成金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金等に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴

う報告書（第 12 号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 18 条 市長は、次に掲げる場合に該当するときは、第 8 条の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 助成事業者が、法令又は本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 助成事業者が、助成事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合
  - (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 前項の規定は助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、前 2 項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずる。
  - 4 市長は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
  - 5 第 3 項に基づく助成金の返還及び前項の加算金の納付については、第 17 条第 3 項の規定を準用する。

（助成金の経理）

第 19 条 助成事業者は、助成事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 助成事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を助成事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の翌年度から 5 年間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（雑則）

第 20 条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 17 日から適用する。

別表（第5条第1項）

助成対象経費
①報償費 ②需用費（印刷製本費、消耗品、教材費） ③使用料及び賃借料 ④役務費（通訳料、翻訳料等） ⑤委託料 ⑥広告宣伝費
助成対象外経費
・事業提案にかかった経費 ・人件費 ・助成事業の目的外の用途に係る経費 ・支出根拠が不明瞭、会計処理・使途が不適切な経費 ・交際費（贈呈経費、懇親会費等） ・食糧費 ・既に国等により別途補助金等の経費が支給されている、あるいは支給が予定されている経費

那覇市長 宛

所 在 地

商号または名称

（代表者役職・）氏名

印

令和 年度なはし外国人受入環境整備支援助成金 交付申請書

令和 年度なはし外国人受入環境整備支援助成金の交付を受けるため、なはし外国人受入環境整備支援助成金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 申請額 金 円

2. 添付書類

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 実施計画書（参考様式1）
- (3) 経費算出内訳書（参考様式2）
- (4) 事業に必要な経費の見積書の写し
- (5) 外国人材に係る雇用契約書の写し
- (6) 納税証明書
- (7) 履歴事項証明書（法人のみ）
- (8) 市内に事業所を有することが分かる書類（本店が市内の法人を除く）
- (9) 開業届の写し（個人事業主のみ）
- (10) 共同申請同意書兼誓約書（第3号様式）  
（複数の事業者が共同で実施する場合で、参画事業者のみ）
- (11) 外国人材に関する支援委託契約書などの市内事業者等を支援していることが分かる書類（登録支援機関や支援団体のみ）
- (12) その他市長が必要と認める資料

【担当者】

担当者氏名：

電話番号：

メールアドレス：

那覇市長 宛

所 在 地

商号または名称

（代表者役職・）氏名

印

### 誓約書

なはし外国人材受入環境整備支援助成金の申請について、以下の応募資格要件を全て満たしていることを誓約します。

### 記

#### 1 件名

なはし外国人受入環境整備支援助成金

#### 2 応募資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 市町村税を滞納していないこと。
- (3) 那覇市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、那覇市が警察署に照会することについて承諾できること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条各項に規定する営業を営む事業者ではないこと。
- (5) 那覇市内に本社もしくは支店または営業所を有する事業者等であること。  
（登録支援機関や支援団体は除く。）
- (6) 本市以外の公的団体から同種の助成金・補助金等を受けていないこと。
- (7) 取組終了後の報告書の提出義務に応じること。

那覇市長 宛

所 在 地

商号または名称

（代表者役職・）氏名

印

令和 年度なはし外国人受入環境整備支援助成金  
共同申請同意書兼誓約書

令和 年度なはし外国人受入環境整備支援助成金の申請にあたり、下記の事業者が代表申請者となることに同意いたします。また、本助成金の応募資格要件をすべて満たしていることを誓約いたします。

記

1. 代表事業者

住 所：  
商号または名称：  
代表者役職・氏名：

2. 応募資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 市町村税を滞納していないこと。
- (3) 那覇市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、那覇市が警察署に照会することについて承諾できること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条各項に規定する営業を営む事業者ではないこと。
- (5) 本市以外の公的団体から同種の助成金・補助金等を受けていないこと。
- (6) 取組終了後の報告書の提出義務に応じること。

第4号様式（第8条第1項関係）

那覇市指令経商第 号  
年 月 日

所在地  
商号または名称  
（代表者職・）氏名

那覇市長 知念 覚

令和 年度なはし外国人受入環境整備支援助成金  
交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度なはし外国人受入環境整備支援助成金については、下記のとおり決定したので、なはし外国人受入環境整備支援助成金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

1. 交付決定額 金 円

(2. 交付の条件)

第5号様式（第8条第3項関係）

那覇市指令経商第 号  
年 月 日

那覇市長 宛

所在地  
商号または名称  
(代表者職・) 氏名 印

令和 年度なはし外国人受入環境整備支援助成金  
不交付決定通知書

令和 年 月 日付け申請のあった令和 年度なはし外国人受入環境整備支援助成金の交付申請について、審査の結果、助成金を交付しないことを決定したので、なはし外国人受入環境整備支援助成金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

年 月 日

那覇市長 宛

所 在 地  
商号または名称  
(代表者職・) 氏名

印

令和 年度なはし外国人受入環境整備支援助成金  
交付申請取下届出書

令和 年 月 日付け那覇市指令経商第 号で補助金の交付決定通知のあった  
令和 年度なはし外国人受入環境整備支援助成金について、なはし外国人受入環境整備  
支援助成金交付要綱第 10 条の規定に基づき、取下げしたいため、下記のとおり届出を  
します。

記

1. 助成金の額 金 円
2. 交付申請年月日 年 月 日
3. 取下げする理由

那覇市長 宛

所在地  
商号または名称  
(代表者職・) 氏名 印

令和 年度なはし外国人受入環境整備支援助成金  
計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け那覇市指令経商第 号で助成金の交付決定通知のあった  
令和 年度なはし外国人受入環境整備支援助成金について、なはし外国人受入環境整備  
支援助成金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、計画変更について下記のとおり申請  
します。

記

1. 変更の内容	
2. 変更を必要とする理由	
3. 変更が助成事業に及ぼす影響	

※経費の変更を伴う場合は、変更前と変更後を対比した助成事業に要する経費、助成対象  
経費及び助成金の配分額、経費の算出基礎が分かる書類を添付してください。

年 月 日

那覇市長 宛

所 在 地  
商号または名称  
(代表者職・) 氏名

印

令和 年度なはし外国人受入環境整備支援助成金  
交付決定変更通知書

令和 年 月 日付け申請のあった令和 年度なはし外国人受入環境整備支援助成金  
計画変更承認申請について、これを適当と認め、下記のとおり決定したので、なはし外国  
人受入環境整備支援助成金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

1. 変更内容

2. 助成金交付決定額

(3. 交付の条件)

年 月 日

那覇市長 宛

所 在 地

商号または名称

（代表者職・）氏名

印

令和 年度なはし外国人受入環境整備支援助成金  
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け那覇市指令経商第 号で助成金の交付決定通知のあった  
令和 年度なはし外国人受入環境整備支援助成金について、なはし外国人受入環境整備  
支援助成金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、事業を中止（廃止）したいので、下  
記のとおり申請します。

記

1. 事業中止（廃止）年月日 年 月 日
2. 事業を中止（廃止）する理由

第8号様式の2（第12条第2項関係）

年 月 日

那覇市長 宛

所 在 地  
商号または名称  
(代表者職・) 氏名

印

令和 年度なはし外国人受入環境整備支援助成金  
中止（廃止）承認通知書

令和 年 月 日付け申請のあった令和 年度なはし外国人受入環境整備支援助成金  
中止（廃止）承認申請について、これを適当と認め、下記のとおり決定したので、なはし  
外国人受入環境整備支援助成金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

那覇市長 宛

所 在 地

商号または名称

（代表者職・）氏名

印

令和 年度なはし外国人受入環境整備支援助成金  
事故報告書

令和 年 月 日付け那覇市指令経商第 号で助成金の交付決定通知のあった助成事業について、下記の事故が発生したので、なはし外国人受入環境整備支援助成金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事故の内容及びその原因
2. 現在の進捗状況
3. 現在までに要した経費
4. 事故に対する措置
5. 助成事業の遂行及び完了の予定

那覇市長 宛

所 在 地  
商号または名称  
(代表者職・) 氏名

印

令和 年度なはし外国人受入環境整備支援助成金 実績報告書

令和 年 月 日付け那覇市指令経商第 号で助成金の交付決定通知のあつた助成事業を完了したので、なはし外国人受入環境整備支援助成金交付要綱第 14 条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

1. 助成事業完了日 令和 年 月 日

2. 添付書類

- (1) 事業実績書（参考様式 3）
- (2) 経費精算書（参考様式 4）
- (3) 助成対象経費の支払いにかかる領収書等の証拠書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める資料

3. 交付決定の額

(1) 交付決定額	金	円
(2) 精算額	金	円
(3) 差引 <small>(1)-(2)</small>	金	円

那覇市長 宛

所 在 地  
商号または名称  
(代表者職・) 氏名

印

令和 年度なはし外国人受入環境整備支援助成金 請求書

令和 年 月 日付け、那覇市指令経商第 号により交付決定を受けた令和  
年度なはし外国人受入環境整備支援助成金について、なはし外国人受入環境整備支援助  
成金交付要綱第 16 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

振込先

金融機関名	銀行	支店
	農協	
	信金	
口座種類	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

※通帳表紙とフリガナ・支店名・口座番号のある部分の写しを添付してください。

年 月 日

那覇市長 宛

所 在 地  
商号または名称  
(代表者職・) 氏名

印

令和 年度なはし外国人受入環境整備支援助成金  
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け、那経商第 号により額の確定通知があった令和 年度  
なはし外国人受入環境整備支援助成金について、なはし外国人受入環境整備支援助成金  
交付要綱第 17 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 助成金確定額	金	円
2. 助成金の確定時における消費税及び 地方消費税に係る仕入控除税額	金	円
3. 消費税額及び地方消費税額の確定に 伴う助成金に係る消費税及び地方消 費税に係る仕入控除税額	金	円
4. 助成金返還相当額 (3-2)	金	円